

令和元年第8回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年8月5日 開会

令和元年8月5日 閉会

令和元年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月5日(月)午後4時00分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定について
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(15名)

欠席委員(2名)

出席農地利用最適化推進委員(20名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長

それでは、ただいまから令和元年第8回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、鈴木会長からご挨拶をいただきます。会長、よろしく願いいたします。

会長

皆さん、今日は3時半からということで、若干早くからご苦勞さまでございます。また、梅雨が明けまして非常に暑くなりまして、体調を崩されている方等、委員の中からもおりますので、くれぐれも健康管理には注意していただきたいと思っております。

また、先般の新人研修につきましては、参加いただきまして、誠にありがとうございました。さらに先般行われました視察研修につきましても、多数の方が出席いただきまして、研修もあまり見たことのない山を見て、非常に驚いたわけですね。研修につきましては来年もあります、みんなができるだけ参加をしていただけるような内容の研修にしていきたいと思っております。また参加のほど、よろしく願いしたいと思っております。

今日も慎重審議、よろしく願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

事務局長 日程につきましては、以上でございます。
早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長 これより令和元年第 8 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席議員は議席番号 1 番雲地委員、議席番号13番藤田委員です。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番古谷委員、議席番号12番井野委員の両委員を指名します。

日程第 3、報告、農地法第18条第 6 項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長 総会資料の 4 から10ページをご覧いただきたいと存じます。通知のあった件数は 6 件です。

番号 1、番号 2 及び番号 5 につきましては利用権の中途解約、番号 4 及び番号 6 は農地法第 3 条の賃貸借の中途解約、番号 3 については農地法第 3 条の使用貸借の中途解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約

されたものでございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 申請地区担当推進委員の川村です。議案第1号の1については、売買による譲受人の規模拡大と譲渡人の規模の縮小になります。

現在、お互いで話し合った上、譲受人の農地に譲渡人の土地が隣接しているため、登記簿の地目が雑種地になっておりますが、それを今、耕起いたしまして、現在、作付けして、作業を行っております。

畑として利用しているもので、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号14番今関委員からの補足説明等を求めます。

今関委員

議席番号14番、今関でございます。

ただいまの推進委員の川村さんのご説明のとおりでございます。私も現地を視察してまいりましたが、譲受人が耕作してきれいになっております。地元としては何も問題はございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号2について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。議案第1号の2について説明いたします。

この申請は売買による所有権の移転です。譲受人は規模拡大を考えており、譲渡人においては規模縮小を考えておりまして、特にこの約2,000㎡の田んぼが譲渡人の耕作地から離れており、譲受人の耕作する土地に近いということで、売買

による所有権の移転となりました。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

ただいま推進委員の述べたとおりでございまして、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

申請地区担当推進委員の堀越です。議案1号番号3についてご説明いたします。

この申請は売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人においては経営規模拡大、譲渡人においては経営規模縮小。譲受人は認定農業者でもあり、営農に関しては全く問題ございません。また、地区といたしましても問題ございません。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員からの補足説明等を求めます。

佐藤委員

議席番号3番の佐藤です。
堀越推進委員の説明のとおりで、特に問題はないと思われ
ます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしております。
どうぞ審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終
わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま
す。
議案第1号、申請番号3について、許可することにご異議
ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま
す。
議案第1号の申請番号4及び5については関連する議案で
すので、一括して地区担当推進委員からの説明を求めます。
本件につきましては、齋藤推進委員と廣口推進委員が担当
する区域の案件ですが、両名を代表して、廣口推進委員から
の説明を求めます。

廣口推進委員

申請地区担当推進委員の廣口です。
4号議案は農地の売買による拡大、第5号は賃貸借であり
ます。
両方とも譲受人と譲渡人が一緒ですので、一緒に説明いた

します。

譲受人は新規就農のため、譲渡人は農業経営廃止のため、意見が一致し、耕作をすることになりました。譲受人は、今、横浜に住んではいるんですが、現在も昭和のほうで田んぼをつくっているということです。来年の4月からは会社をやめて田んぼに専念するそうです。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

4番、5番について、廣口推進委員のほうから説明がございましたが、全く問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号4及び5について採決します。本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号6について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

申請地区担当推進委員の堀越です。議案1号番号6につい

てご説明いたします。

本件は贈与による所有権移転です。

申請理由は、譲受人におきましては経営規模拡大、譲渡人においては経営規模縮小。譲受人は多くのビニールハウス栽培を八街市内で営んでおりまして、譲渡人におきましては、現況、休耕田、荒廃地となっておりますが、相続した後に、数年前よりの整備を心がけて、さらに今、途中の段階ということで、譲受人が継続し、田んぼとして耕作する予定とのこととです。

地区といたしまして問題ございません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。

ただいま推進委員の堀越さんのほうからお話があったとおりでございまして、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうかよろしくお願いいいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号7について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員 地区担当推進委員の石橋です。議案1号番号7について説明します。

この申請は売買による所有権移転の申請です。

申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大、譲渡人にとっては高齢化により経営規模を縮小したいということです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員からの補足説明等を求めます。

高宮委員 議席番号16番の高宮です。

ただいま石橋委員が申したとおりでございます。別段問題はございません。

譲渡人の家では、女性2人の家族でありまして、1人は高齢でありまして、これから農業を続けることはできないというふうに思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め議案第1号、申請番号7について採決します。本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定しま

す。

議案第1号の申請番号8について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。議案1号の8番についてご説明いたします。

申請は所有権移転です。

申請の理由は、譲渡人は、耕作していた父が亡くなってしまったため、農業経営の縮小、贈与を希望するものです。譲受人は叔父に当たります。

何ら問題がないと思います。よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員からの補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番の小山です。

ただいま布施委員から説明がありましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号8について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号9について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 申請地区担当推進委員の高橋です。議案第1号の9についてご説明いたします。

譲渡人は経営廃止となっておりますけれども、もう何十年も特養施設に入っております、財産後見人が千葉市の弁護士がなっております。このため譲受人の規模拡大のために所有権を移転したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員からの補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま、高橋委員からの説明がございましたとおり、何ら問題がありませんので、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議お願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、議案第1号、申請番号9について採決します。本件について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細の番号1から8について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。
利用配分計画個人別明細番号1及び2について採決します。
本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すこと
にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき
旨の意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する
意見についてを議題とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第4号、番号1から8について、地区担当推進委員の
小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 担当地区推進委員の小川です。1番から8番について説明
いたします。

まず1番、更新です。

露地野菜を中心とし、スイカ、人参を主に家族4人で生産
しておられますが、繁忙期には臨時雇用を入れて省力化を図
っておられます。

続いて2番、同じく更新です。

両親と3人で、水稻、露地野菜。露地野菜ではスイカ、人
参を作付けしておりますが、先ほどの方と同じで、繁忙期に

は臨時雇用を入れて頑張っておられます。

続いて3番、同じく更新です。

奥さんと2人で、水稻、露地野菜。露地野菜は人参、スイカを生産されておりますが、今後は露地スイカを拡大して所得の向上を図っていききたいということでございます。

続いて4番、同じく更新です。

現在、家族4人で、露地ではスイカ、人参、ゴボウなどを生産されておりますが、長男が就農をしたため、作付面積を拡大して所得の向上を図りたいということでございます。

続いて5番、更新です。

現在、母親と2人で施設及び露地でスイカ、人参をつくっておられますが、母親が高齢のため、臨時雇用を入れて労働力の補完を図っていききたいということでございます。

6番、同じく更新です。

奥さんと2人で、水稻、露地野菜と、かなりの面積を張って頑張っておられます。今後はスイカの作付面積を減らして、人参の面積を機械化により拡大していききたいと頑張っておられます。

7番、同じく更新です。

奥さんと2人で、露地では人参、スイカ、そしてジャガイモなど、施設ではスイカをつくっておられましたが、今年から新規にトマト栽培を導入して所得の向上を図っていききたいということでございます。

8番、新規でございませう。

家族5人で酪農を営んでおりますが、今後は飼養技術の改善を行いまして、生産性の向上を図っていききたいということでございませう。

以上8件、よろしく願いいたします。

議長

次に、番号9について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

この申請は更新です。私、本人です。

施設園芸と、水稻がありますけど、主にビニールハウス150aで、ほうれん草の周年栽培を行っております。よろし

くお願いします。

議長 次に、番号10について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。10番について説明します。
10番は更新です。
本人、妻及び長男の3人で水稻生産を行っています。水稻の委託が増えているため、水稻主体に頑張っています。よろしくお願いします。

議長 次に、番号11について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の蓮沼地区の小川です。
11番の件は更新です。
この方は露地野菜、水稻、作物がネギ、バンタム、水稻。本人、妻及び長女の3人で露地野菜と水稻の生産を行っております。現在、その本人の弟さんが定年になりまして、さらに露地が増えております。その下に2,000時間以内の安定した経営を目指すとあります。
以上です。

議長 次に、番号12について、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。12番のことについて説明します。
更新でございます。
水稻の専業でございます。現在、奥さんと2人で頑張っておられますが、これから機械化を一層進めるために、経営の合理化を進めることによって、安定した経営を目指すということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 次に、番号13及び14について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。13番について説明します。
13番は更新です。

本人及び奥さんの2人で酪農のほうと田んぼを少々頑張っております。今後、乳牛の長産を図って、頑張っていきたいということですので、よろしく願いいたします。

14番については新規です。

現在、本人と妹の2人で、ネギを中心に、田んぼを少々やっておりますが、今後、ネギで頑張りたいということで、新規に認定を申請いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

次に、番号15について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の大平地区担当の鈴木です。

15番に関しましては、酪農をやっている方で、私の先輩ですけれども、ここに労働力2人と書いてありますが、ほとんど本人が頑張っていて、お父さんも手伝い程度、ヘルパーさんを使いながら、作業の効率化を図って、頭数の維持または増頭ということを考えておるようです。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員等からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号、番号1から15について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべき

ものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から、何かご意見等ございますか。

◎閉 会

議長

ないようですので、なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、9月5日木曜日、本庁舎3階、大会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

以上です。